

5 原油価格高騰対策について

原油価格高騰対策について

<要望内容>

原油価格高騰に伴う石油製品の価格上昇が、県民生活や産業に多大な影響を及ぼしているため、以下の各種施策を講じていただきたい。

① 農林漁業用A重油にかかる石油・石炭税の免税・還付措置の恒久化及び軽油引取税の免税の恒久化

② 漁業経営セーフティネット構築事業の見直し

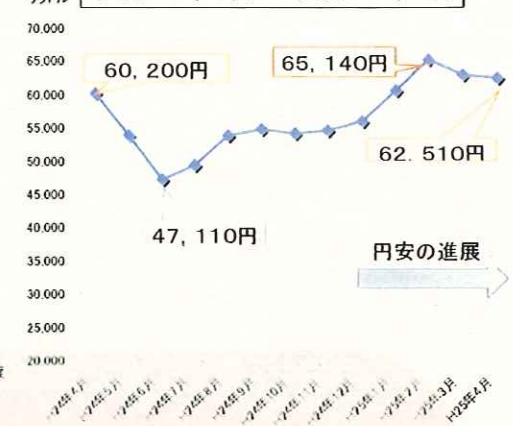
③ 省エネルギーの取組に対する支援の充実・強化

④ 地域公共交通確保維持改善事業における支援制度の充実

平成16年度～平成24年度



平成24年4月～平成25年4月



⑤ 輸送事業の燃油費高騰に対する支援制度の創設

⑥ 離島地域における揮発油税の減免

原油価格の高騰は、農林水産業、離島生活等に与える影響が大きいため、国策として対応策を講じていただきたい。

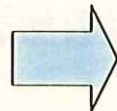
①農林漁業用A重油にかかる石油石炭税の免税・還付措の恒久化及び軽油引取税の免税の恒久化

特例措置により免税・還付措置を実施

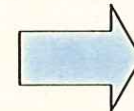
◆農林漁業用A重油の石油石炭税 2,040円/kl (特例措置期間:平成26年3月31まで)

◆農林漁業用軽油の軽油引取税 32,100円/kl (特例措置期間:平成27年3月31まで)

特例措置期間の終了



農林漁業経営に多大な影響



要望内容

免税・還付措置の恒久化が必要

②漁業経営セーフティーネット構築事業の見直し

現状

燃油価格の高騰等により漁業経営は厳しい状況

- ◆燃油価格の高騰
 - ・平成25年5月の長崎県A重油小売価格は平均99.6円/lで平成16年4月の2.5倍
- ◆漁労支出に占める燃油費
 - ・2~3割と他産業より高い割合
- ◆水産資源の低迷や魚価安による収益性悪化

原油価格の高止まりによる小額な補填

平成24年度 漁業経営セーフティーネット構築事業 補てん状況

単位:円/kl

期間	原油価格 (TOCOM)	四半期平均価格	補てん基準価格	補てん単価
2012年4月	60,200			
2012年5月	53,840			
2012年6月	47,110	53,716.6	53,494.3	220
2012年7月	49,340			
2012年8月	53,810			
2012年9月	54,700	52,616.7	51,974.5	640
2012年10月	54,090			
2012年11月	54,570			
2012年12月	55,940	54,866.7	50,285.6	4,580
2013年1月	60,580			
2013年2月	65,140			
2013年3月	62,930	62,883.3	48,635.3	14,240

【補てん基準】
直近7年間の価格のうち、高値1年分と低値1年分を除いた5年分の平均値

【積立金の負担割合】
漁業者:国=1:1

積立金の負担軽減の必要性

漁業経営の悪化から積立金が負担できず制度に参加できない

要望内容

1. 基準価格の算出根拠を見直し、原油価格高騰が始まる平成16年4月以前の価格が基準となる程度まで引き下げること
2. 積立金における国の負担割合を引き上げて、漁業者:国=1:3とすること

③省エネルギーの取組に対する支援の充実・強化

燃油価格高騰緊急対策にかかる、省エネ設備リース導入支援事業及び施設園芸セーフティネット構築事業の事業期間延長について

【施設園芸省エネ設備リース導入支援】

- ①省エネ設備
 - ・ヒートポンプ
 - ・木質バイオマス利用加温設備等
- ②補助率
 - ・定額(リース料のうち物件購入価格の1/2以内)

ヒートポンプ



【施設園芸セーフティネット構築事業】

- ①概要
 - ・A重油価格の高騰時、生産者に対して交付金が支払われる(対象加温期間11月～3月)
- ②発動基準価格
 - ・88.2～76.7円/ℓ (気温により変動)
- ③原資積立
 - ・国:生産者=1:1

【事業対象期間】

平成25年2月～平成26年3月31日

事業期間延長
がない場合



事業期間の
終了



燃油価格高騰の影響により、
・農業経営費の増加
・低温管理に伴う出荷量減少、
品質低下が見込まれる



所得が激減し、
農家経営、
産地の維持が
困難となる

要望内容

事業期間の延長が必要